可児市市内遺跡発掘調査報告書

(平成17~18年度分)

土田富士ノ井遺跡周辺

瀬田字浦田地内

川合東野遺跡周辺

中恵土字助太郎・下恵土字東林泉地内

今渡金屋遺跡周辺

二野字鍋煎地内

坂戸上野遺跡

千村氏屋敷跡

今渡の渡し場跡

金山城城下町遺跡

長山城(明智城)跡

川合次郎兵衛塚1号墳

徳野陣屋跡

長塚古墳

2008.2

岐阜県 可児市教育委員会

可児市市内遺跡発掘調査報告書

(平成17~18年度分)

土田富士ノ井遺跡周辺 瀬田字浦田地内 川合東野遺跡周辺 中恵土字助太郎・下恵土字東林泉地内 今渡金屋遺跡周辺 二野字鍋煎地内 坂戸上野遺跡 千村氏屋敷跡 今渡の渡し場跡 金山城城下町遺跡 長山城(明智城)跡 川合次郎兵衛塚1号墳 徳野陣屋跡 長塚古墳

2008.2

岐阜県 可児市教育委員会

- 1.本書は、国庫・県費補助金を受けて実施した市内遺跡発掘調査事業の報告書である。
- 2.本書には、平成17~18年度に実施した14件の試掘・確認・立会調査等を掲載する。
- 3.本書の編集と執筆は 長瀬治義 が担当し、掲載写真の選択とレイアウトは 松本茂生 が担当した。また、各現場作業における図面作成や写真撮影は各担当者が行い、その他本書掲載の図面作成は長瀬が担当した。
- 4.現場及び整理作業の体制は、次のとおりである。

調査担当者 長瀬 治義 吉田 正人 松本 茂生

調査補助員 成尾 孝子 本田 博志 水野テツ子

調査作業員 伊佐治 誠 可児 定夫 山口 正則 前田 友子

- 5.本書に掲載した出土遺物、図面、写真は、すべて可児市教育委員会(可児郷土歴史館)で保管している。
- 6.現場・整理作業、報告書作成に際し、次の方々及び機関にご協力・ご教示を賜りました。記して謝意を表します。

伊左治正幸 大久保嘉和 大島 正行 奥田 徹 覚間 欣之 高井 昭彦

細野 勝治 溝口 孝江 山口 俊郎 山口紀代香 吉田 洋造

坂戸自治会 ウッドホーム(株) (有)エクセル・テレコンサービス

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 (有)大巴産業 三恵技建開発(株)

古田石材 (株)丸光イトウ (株)山岡興業

可児市管財課 同下水道課 同商工観光課 同都市計画課 同土木課

(順不同、敬称略)

目 次

第2章	試掘・荷	掘・確認・立会調査など						
	17 - 1	土田富士ノ井遺跡周辺	(試掘)					
	17 - 2	瀬田字浦田地内	(立会)					
	17 - 3	川合東野遺跡周辺	(試掘)					
	17 - 4	中恵土字助太郎・下恵土字東林泉地内	(試掘)					
	17 - 5	今渡金屋遺跡周辺	(試掘)					
	18 - 1	二野字鍋煎地内	(試掘)					
	18 - 2	坂戸上野遺跡	(試掘)					
	18 - 3	千村氏屋敷跡	(試掘)					
	18 - 4	今渡の渡し場跡	(立会)					
	18 - 5	金山城城下町遺跡	(立会)					
	18 - 6	長山城(明智城)跡	(立会)					
	18 - 7	川合次郎兵衛塚1号墳	(現状変更立会)					
	18 - 8	徳野陣屋跡	(立会)					
	18 - 9	長塚古墳	(慎重工事立会)					

第1章 埋蔵文化財の有無照会

可児市では、市内遺跡発掘調査事業の一環として市内の土地について、埋蔵文化財の包蔵が有るか無いかの照会を文書で受け付けて、回答することにしている。これは、開発行為等に際して、埋蔵文化財を保護するため事前に把握してもらうためだけでなく、その照会記録を残すことにより、事後の開発に対して教育委員会と開発事業者双方がスムーズに協議し、対処しやすくするためでもある。平成17・18年度の照会件数等は、次に示すとおりである。

照会者は、民間(業者・個人)、公共機関に分けられるが、照会目的については、各種建物建設や工作物建設、不動産売買、不動産鑑定評価、土地開発など多岐にわたっている。窓口等での照会件数は年々増えており、遡れば平成16年度196件、平成15年度222件、平成14年度96件、平成13年度85件、平成12年度77件であった。

また、本件数はあくまでも有無の照会による回答であり、実際に事業実施に至っているとは限らない。

年度	事業別	件数		回答内容						
		有	可能性	無	無	慎重	立会	試掘	本掘	現保
平成 17 年 照会件数 232	民間事業	1	22	240	240	18		8	2	1
	公共事業		4	5				4		
	合 計	1	26	245	240	18		12	2	1
平成18年 照会件数 296 件	民間事業	14	12	302	268	27	15	20	3	
	公共事業			2	2					
	合 計	14	12	304	270	27	15	20	3	

第1表 埋蔵文化財の有無照会、集計表

件数と回答内容の合計が同数とならないのは、回答に複数の内容を含むものがあるとともに、1件の照会の中に複数場所の土地を含むものが多々あるためである。

慎重 - 慎重工事 立会 - 工事立会 試掘 - 試掘調査 本掘 - 本発掘調査

現保 - 現状保存

第2章 試掘・確認・立会調査など

平成 $17 \cdot 18$ 年度に実施した14件の試掘・確認調査などの内容について、着手順に報告する。調査位置は下図に示す。あえて区分すれば、14件の内9件が開発事業に伴うもので、5件が保存や整備、公開を目的や原因にしたものである。

この他に、国・県の補助金を受けた保存・整備目的の調査として、平成18年11月~平成19年2月に、金山城跡(21214 - 04477)の第1次発掘調査を実施している。また、試掘・確認調査から本発掘調査に移行したものに、平成18年3月~4月に実施した柿田月田遺跡(21214 - 11935)と、平成18年9月に実施した可児工業高校南遺跡(21214 - 07496)内の清水経塚古墳がある。

これら3件の調査については、本書とは別に発掘調査報告書(試掘分も含む)を刊行する計画であり、 内容の重複を避けるため掲載していない。

尚、遺跡や地点名の頭に付した数字は、年度ごとの番号である。

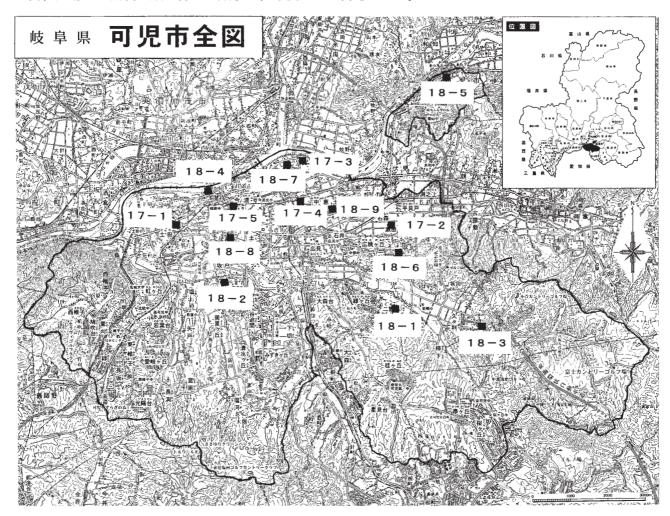


図1 試掘・確認・立会調査位置図

17-1 土田富士ノ井遺跡周辺

1.調查原因等

可児市土田字富士ノ井地内において民間が砂利採取を計画し、事前協議がなされた。実態は不明であるものの、この計画地東側の微高地では過去に縄文土器片が採取されており、富士ノ井遺跡(21214 - 04701)として登録されている。今回の計画地がこの範囲に含まれるかどうかの確認が必要であり、事前に試掘・確認調査を実施した。

調査地は、可児市土田字富士ノ井5515番地1と5516番地1 である。試掘調査は平成17年11月22日に実施し、松本茂生 が担当した。調査対象面積は2,253㎡、調査面積は72㎡であ る。

なお試掘調査は、事業者からオペレーターとともに重機 の提供を受けて実施した。

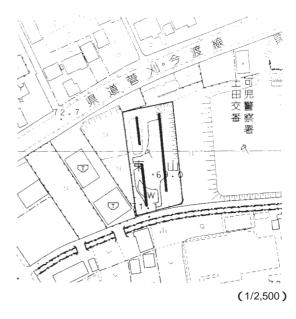


図2 土田富士ノ井遺跡周辺試掘調査位置図

2.調査内容

調査対象地の中央、南北方向に、幅1.3mで長さ8mと12m、35mのトレンチを設定し、地山相当土層まで重機により掘削した。深さ約1mまでの水田耕作土等の粘質土を除去した後人力により精査したが、どのトレンチにおいても遺構は確認されなかった。

遺物は、耕作土中から山茶碗の碗と小皿の細片、磁器片などが出土しているが、流れ込みによるものと 判断した。

3.調査後の措置

試掘トレンチにおいては、遺構は全く確認されず遺物も撹乱によるもののみであった。当該地に遺跡が 存在する可能性はまずないと判断し、事業者へはその旨を連絡した。

4.文書手続

原因者発 平成17年11月21日付 市教委宛 試掘調査申請書 市教委発 平成17年12月14日付 教文振第134号 県教委宛 試掘終了報告書 市教委発 平成18年1月27日付 教文振第157号 可児警察署宛 埋蔵物発見届 市教委発 平成18年1月27日付 教文振第157号の2 県教委宛 埋蔵物保管証

17 - 2 瀬田字浦田地内

1.調査原因等

水田内に古くから氏神として祀られている場所があり、自然石の碑が立っていた。耕作に不都合との理由から、地主や地元の人から水田の端に移動したいとの相談があり、念のため掘削時に立会調査を行った。 当地も含め、付近には埋蔵文化財の所在は知られていない。 尚、調査地は可児市瀬田字浦田2115番地内で、掘削立会いは平成17年11月26日に実施し、小型重機による掘削は原因者に負担していただいた。立会い調査の面積は約10㎡、立会者は長瀬治義である。

2.調査内容

現 況 当該の水田内に、約5m×約2m、高さ約30cm の不整方形に残された部分があり、そこに高さ約1.5mの角張り尖った自然石が立てられていた。石材は凝灰質の砂礫岩と思われ、平牧層産出のものと考えられる。字刻はない。また、室町期の石造阿弥陀如来坐像1、五輪塔の空風輪2、火輪1、地輪1、宝篋印塔の傘部1、相輪1も集められていた。残された部分の中央付近、約2m×1m範囲の表面はコンクリートで固められていた。

土 層 石碑を抜き石造物類を移動し、コンクリートを割りはがした後、高まり部分の土を除去しつつ水田の端へ移動した。コンクリートで固められた部分以外の場所は、砂礫などが混じらない水田の耕作土そのものであった。これにより、元々の状況を保ち維持管理されていた所は、当該約2m×1mの部分であることが分かった。

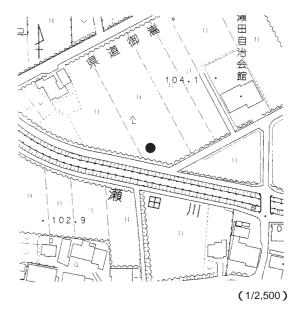


図 3 瀬田地内立会調査位置図

石碑が立っていた当該部分のコンクリート下は、大小の円礫が混じる黒褐色の粘質土で、耕作土と明瞭 に区分できた。しかしその堆積状況は、層位的ではなく撹乱著しく、高まりの全てが一律であった。

遺物 水田耕作土面の高さまで土を除去したが、この礫まじりの層に関連した遺構は見当らなかった。 遺物は全てこの礫まじりの黒褐色土層から出土している。遺物量は多いが全て接合できない破片ばかりで あり、この層には「撹乱を受けた包含層」という評価が妥当である。

遺物内容は、須恵器(少)、白瓷(少)、山茶碗(多)、近世陶器(多)、近代磁器(少)、瓦片などである。山茶碗の時期は平安時代末~室町時代まで幅広く、近世陶器は江戸時代後期に属するものが目立つ。また、この包含層には最下部に至るまで明治時代の磁器片が見られた。

まとめ 氏神として祀られ、土地改良においても残されてきたこの場所は、約2m×1mの範囲が当時からの名残りと認められた。石碑が立つこの部分は、遺物と土層状況から見て明治時代に土や砂利、陶片などを寄せて形成された土層であり、石碑もその頃に立てられたのであろう。

氏神は、家屋敷の一画や山側、或いは周辺に祀られることが多い。この場所は、集落からかけ離れた瀬田川沿いの水田地帯にある。この石碑は、その立地状況からみて水神信仰や、五穀豊穣に関わる弁才天信仰に関係するものである可能性が高いのではなかろうか。

3 . 調査後の措置

今回立ち会った部分は、水田内の砂利や陶器片などをかき集めるようにして形成された高まりであり、 遺物と関連する遺構は認められなかったため、移設工事は問題ないと判断した。

水田耕作に不都合との理由から実施された掘削であり、この石碑や石造物類は地主さんの意向に従い、同水田内の端っこに移設された。

17-3 川合東野遺跡周辺

1.調查原因等

可児市川合字東野地内において個人住宅の建設が計画され、事業者から協議がなされた。詳細は不明であるものの、字東野地内では縄文時代や古墳時代の遺物の散布が処々で見受けられ、東野遺跡(21214 - 07505)として登録されている。

今回の事業計画地は、平成16年11月~12月に発掘調査した地点にも近いため、範囲確認の意味において試掘・確認調査を実施した。

調査地は、可児市川合字東野25番地3である。試掘調査 は平成17年12月14日に実施し、松本茂生が担当した。調査 対象面積は231㎡、調査面積は28㎡である。

2.調査内容

試掘調査は、対象地の中央に十文字にトレンチを設定し、

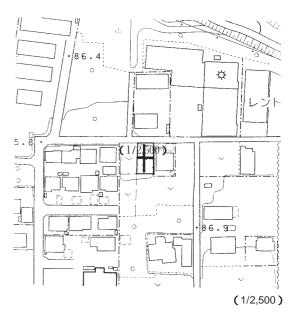


図4 川合東野遺跡周辺試掘調査位置図

重機による掘削と人力による精査を行った。トレンチの規模は、南北方向に幅 $1 \text{ m} \times 17 \text{ m}$ 、東西方向に幅 $1 \text{ m} \times 11 \text{ m}$ で、予想される黄色砂質土の地山面までを計画した。

掘削深度50cm程度の所でやや乱れた黄色砂質土層を検出した後、各トレンチはこのレベルを目安とし、 遺構の有無を人力で精査した。精査の結果、この面においては重機の轍痕や現代の遺物が検出され、この 面が地山面ではなく埋め立てによるものと判明した。過去の砂利採取等による更に深い掘削の後、埋め立 てて畑に復していたものであった。地権者においてもこの知識は明確ではなく、この時点において試掘調 査を終了した。

3.調査後の措置

事業計画地は過去に著しい改変がなされており、遺跡が所在したかどうかも判断できない状態であった。 遺構の存在はなく、事業者へは計画どおり進めても問題ない旨を報告した。

4.文書手続

原因者発	平成17 年 12 月 8 日付		市教委宛	試掘調査申請書
市教委発	平成17 年 12 月 26 日付	教文振第 139号	県教委宛	試掘終了報告書
市教委発	平成 17 年 12 月 26 日付	教文振第 139号	原因者宛	試掘終了報告書
市教委発	平成18 年1月 27日付	教文振第 158 号	可児警察署宛	埋蔵物発見届
市教委発	平成18年1月27日 付	教文振第158号の2	県教委宛	埋蔵物保管証

17-4 中恵土字助太郎・下恵土字東林泉地内

1.調査原因等

市有地の払い下げに伴い宅地化が予想されたため、埋蔵文化財所在の可能性のある2箇所(3筆)において、事前にその有無を確認するため試掘・確認調査を実施した。数百m離れてはいるが、同じ中位段丘

面の南側には可児工業高校南遺跡が所在する。

調査地は、一つが可児市中恵土字助太郎2359番地523と 下恵土字東林泉4431番地3(西側調査区)で、二つは中恵 土字助太郎2359番地186(東側調査区)である。試掘調査 は、平成18年1月18日と19日の両日に実施した。調査対象 面積は約400㎡、調査面積は約30㎡、調査担当者は松本茂 生である。

2.調査内容

試掘調査は2箇所で合計3本のトレンチ(幅1m)を設定し、両調査区とも小型重機による掘削で表土と撹乱土を除去しつつ、暗黄色粘質土の地山面まで掘削し精査した。

地山面までの深度は、西側調査区においては約60cm、東側調査区では約80cmであり、現代の撹乱による痕跡以外、遺構は検出されなかった。



図5 中・下恵土地内試掘調査位置図

遺物が出土したのは西側調査区であるが、細片ばかりでいずれも撹乱層中に含まれていた。須恵器や白瓷の碗片、山茶碗の碗片と小皿片などであるが、時期もまばらで現代の撹乱もあり、プライマリーな包含層ではない。

3.調査後の措置

試掘トレンチにおいては、遺構は全く確認されず遺物も貧弱であった。当該両地に遺跡が存在する可能 性はまずないと判断し、払い下げ担当課へはその旨を連絡した。

4. 文書手続

市教委発 平成18年2月28日付 教文振第161号 県教委宛 試掘終了報告書 市教委発 平成18年1月27日付 教文振第159号 可児警察署宛 埋蔵物発見届 市教委発 平成18年1月27日付 教文振第159号の2 県教委宛 埋蔵物保管証

17-5 今渡金屋遺跡周辺

1.調查原因等

可児市今渡字住吉浦地内において共同住宅の建設が計画され、事業者から協議がなされた。

この付近一帯は江戸時代には金屋村と呼ばれ、古くから「カナクソ」と呼ばれる鉄滓が多量に出土するなど、室町後期に活躍した「金屋の鋳物師」集団が所在した場所と考えられている。この室町後期を中心とする工房・集落の遺跡は、金屋遺跡(21214 - 06414)として登録され、昭和62年度に市教委が発掘調査している。また、この計画地の北西方向約100mにおいては、県教委が昭和58年度に中世の土壙墓を中心とした今渡遺跡(21214 - 06413)を発掘調査している。

今回の事業計画地は、昭和62年度の発掘調査地点にも近いため、金屋遺跡の範囲確認の意味において試掘・確認調査を実施した。

調査地は、可児市今渡字住吉浦1800番地1である。試掘調査は平成18年1月20日~23日に実施し、松本 茂生が担当した。調査対象面積は241㎡、調査面積は28㎡である。

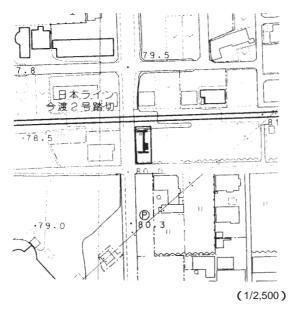


図 6 今渡金屋遺跡周辺試掘調査位置図

2.調査内容

調査は、対象地の中で試掘可能な部分を選択、 H形に3本のトレンチを設定して、遺構の掘り 方が判別可能な暗黄色の粘質土層(地山)の上 面まで掘削した。掘削は、小型重機による粗掘 りと人力の精査による。

地表から深度50cm程でこの面に達し精査した ところ、第1トレンチでは遺構なし、第2トレ ンチの北半分では13個のピットないし土壙を検 出、第2トレンチの南半分と第3トレンチでは

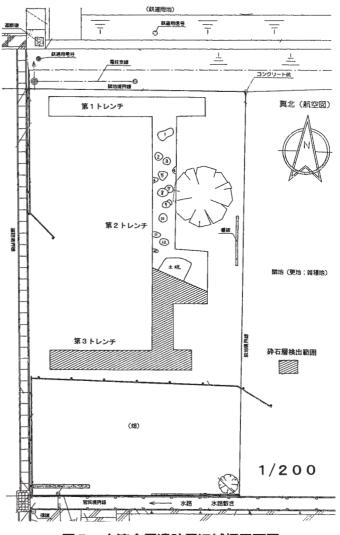


図7 今渡金屋遺跡周辺試掘平面図

砕石を敷き詰めた現代の撹乱状況を確認した。検出されたピット群は、時期不明もしくは現代の畑耕作に伴うものであり、中世に遡るものはないと考えられた。

第1と第2トレンチからは、まばらに土器の細片が出土している。磁器片や陶器片8点であるが、明確に遺構に伴うものではなく撹乱層出土のものであった。また、第2トレンチの撹乱層中から2点の鉄滓が出土した。

3.調査後の措置

当該地では、後世の撹乱もあったためか、金屋遺跡に直接結びつくような遺構は確認されなかった。鉄 滓 2 点の出土と天目茶碗の破片が、遺跡の近さを暗示する程度である。事業者には、計画どおり事業を進 めても差し支えない旨を通知した。

4. 文書手続

原因者発	平成18 年 1 月 10 日付		市教委宛	試掘調査申請書
市教委発	平成18 年2月 28日付	教文振第 162号	県教委宛	試掘終了報告書
市教委発	平成18 年2月 28日付	教文振第 162 号の 2	原因者宛	試掘終了報告書
市教委発	平成18 年1月 30日付	教文振第 160号	可児警察署宛	埋蔵物発見届
市教委発	平成18 年1月 30日付	教文振第 160号の 2	県教委宛	埋蔵物保管証

18-1 二野字鍋煎地内

1.調查原因等

民間が計画する工業団地造成事業に先立ち現地踏査を行ったところ、可児市二野字鍋煎1973番地13の畑地の中に、「古墳の石材らしい」と伝わる(地権者の話から)一抱えほどの角礫が、埋もれ据え置かれていた。同字地内には、多数の横穴墓や遺物散布地の他、かつては数基の高塚古墳も存在したと見聞きしており、念のため試掘・確認調査を実施することとした。

試掘調査は、平成18年5月24日と25日の両日に実施した。調査対象面積は約224㎡、調査面積は68㎡、 調査担当者は吉田正人である。

2.調査内容

立 地 当該地は、可児市の中南部を東西に延びる丘陵尾根の平坦地に当り、付近には二野東段遺跡や 二野鍋煎横穴墓群などが立地している。この丘陵においては、古くから石器や土器片がかなりの範囲で採 集されている。また、当該地の西側・丘陵鞍部にはかつて数基の古墳も存在したと聞く。

結果 試掘調査は4本のトレンチを設定し、小型重機による掘削で当該石材の周辺を粗掘りした後、手作業にて精査した。その結果、表土(耕作土)下10~20cmですぐに地山(黄褐色土層)に達した。遺構は全く検出されずこの石材が古墳に伴うものとしても、原位置は保たれていないことが判明した。また、明確な包含層はなく古墳時代に属する遺物もない。踏査の際に表採した剥片2点と陶器片等2点のみであった。

3.調査後の措置

当該地では遺構は全く確認されなかったが、前述のようにこの周辺には新たな遺跡が存在する可能性があり、注意を払う必要がある。

131,2

図 8 二野地内試掘調査位置図

4.文書手続

原因者発 平成18年4月19日付 市教委宛 試掘調査申請書 市教委発 平成18年5月31日付 教文振第55号 県教委宛 試掘終了報告書 市教委発 平成18年5月31日付 教文振第21号の2 原因者宛 試掘終了報告書

18 - 2 坂戸上野遺跡

1.調査原因等

可児市建設部都市計画課が、数年後可児市坂戸地内の丘陵上に計画する運動公園造成事業に先立って、 (坂戸)上野遺跡 (21214 - 04729) の範囲確認が必要となり、試掘調査を実施することとなった。

坂戸上野遺跡では、古くには土器や石鏃の出土が知られているが、その遺跡の実態(範囲・時代・性格)

は全く分かっていない。調査地は、可児市坂戸字上野972 番地1外の現況山林であるが、4 - 50年前までは草野球がで きるようなグランドや畑であったと聞き、台地状の平坦な 地形となっている。

試掘調査は全て手作業で行い、平成18年9月4日~10月 19日の間に実施した。調査対象面積約6,000㎡のうち試掘調査した面積は120㎡であり、調査担当者は吉田正人と長瀬 治義である。

2.調查内容

立 地 可児市の中央やや東寄りに位置し、東西に蛇行して流れる可児川の左岸に沿った丘陵上に立地する。可児川が開折した沖積地からの比高は31m前後、丘陵平坦面の標高は109m程度を測る。南から北へ延びる丘陵一支脈の突

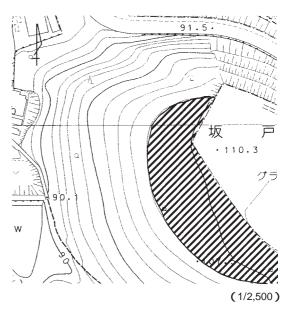


図 9 坂戸上野遺跡試掘調査位置図

端に当り、丘陵頂部は土岐砂礫層の堆積で平坦な台地状を呈する山林となっている。台地の辺縁には、低 丘ではあるが直径20m程度を測る、(坂戸)上野古墳 (21214 - 04728) が周知されている。僅かに顔を見せ る石材から判断すると、横穴式石室を有する後期古墳と思われる。

調査方法 台地状を成す丘陵平坦面の多くは、古くから総合体育施設が立地しており、その旧状を知ることはできないが、それでも辺縁部付近は山林として、6,000㎡程が原地形を保っている。この部分が調査対象区域であり、古老の話によるとこの山林とグランドが接する部分は、北方向へ開く浅い谷となっていたようだ。

試掘調査に当っては、まず旧状を保つ丘陵平坦面の長軸方向に従って、一辺10mのグリッドを一面に設定した。辺縁部に立地する坂戸上野古墳は、今もなおその墳丘上に「お稲荷様」が祀られており地元が管理している。古墳であることは間違いないこともあり、この20m四方は試掘調査の対象から除外するとともに、この部分の調査は将来の本発掘に譲ることとした。

調査は、一辺2m四方のトレンチ調査とした。対象地の表面観察においては、長らくの山林状態により 腐葉土を伴う表土が形成され、遺物の散布状況を知ることは不可能であった。そのため、微妙な地形を見 極めつつ木々の支障がない場所を選択し、10mグリッドの中に1箇所を目安として当初27区のトレンチを 設定した。遺構の検出状況等により、特定のトレンチを拡張したり新たに設けるなど、最終的には30区と なった。調査後は、全てのトレンチを写真撮影するとともに、遺構関連の平面・断面は1/20で図化した。

層 序 遺構を伴わない各トレンチにおける層序は、「表土と撹乱土層」(厚さ10~20cm、やわらかい暗 黄褐色土)、「地山」(小石混じりでよくしまる赤褐色土・土岐砂礫層)であるが、時にこの間に「後世の盛土」(厚さ10~20cm小石混じりでやわらかい、或いはよくしまる暗赤褐色~赤褐色土)を挟むこともあった。この土層自体はあまり汚れておらず、一見地山と見間違うこともあった。おそらく、4-50年前までグランド状であったことを考えると、その整地に伴う切り盛りの土であろうと思われる。

遺 構 丘陵頂部の平坦面で掘削したトレンチ(2m×2m)30坑の中で、遺構が見つかったのはF4区内のトレンチだけであった。縄文土器片や石器を伴うこの集石遺構は、住居址ではないかと思われたため、このF4-1トレンチを拡張するとともに、新たにF4-2トレンチを設定し、その範囲と性格の把握に努めた。

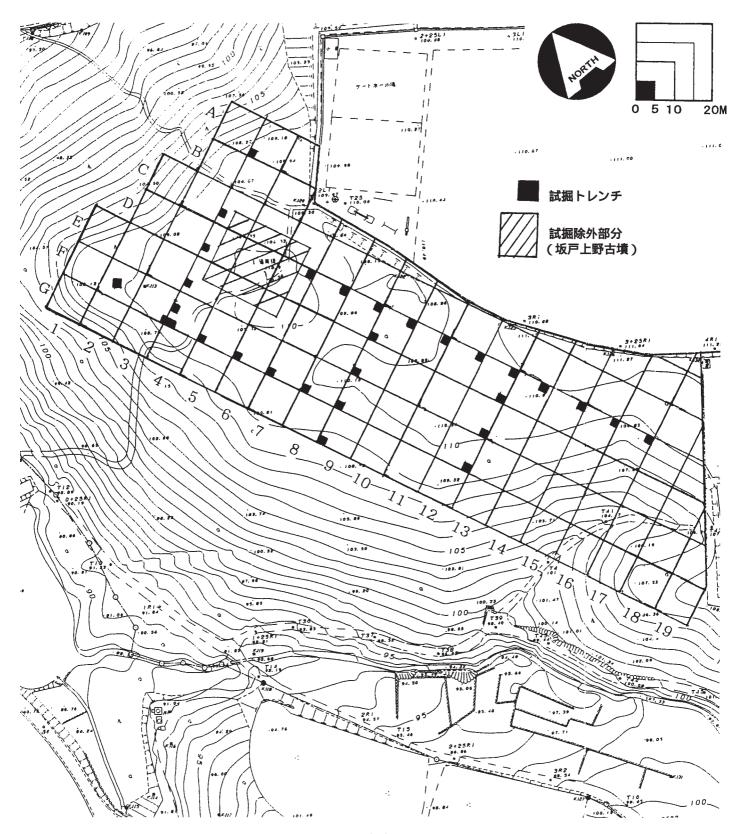


図10 坂戸上野遺跡トレンチ配置図

その結果、F4 - 1トレンチ内で炉址の約半分を 検出し、F4 - 2トレンチ内においては多数の縄 文土器片とともに、この住居址の掘り方と床面、 柱穴、貯蔵穴などを認めるに至った。

両トレンチの面積は合計で12㎡であり、住居 址の全貌を掴むまでには至っていないが、炉址 と住居の掘り方との距離から推定される住居址 の規模は直径5~6㎡である。

F4-1トレンチにおいての住居址炉跡にかかる覆土の層序は、厚さ10cm程度の表土・撹乱土層下に厚さ35cm程の黒色土(やわらかく、土器片と被熱した川原石片多数含む)があり、更にその下(住居址床面直上)に厚さ10cm程度の黒褐色土(砂利と土器片多数含む)が堆積していた。現地表から床面までの深さは、中央で約55cmである。床面は、砂利を多く含む赤褐色土であり硬く叩きしめられているようであった。床面直上の配石を図化し、そのまま埋め戻した。

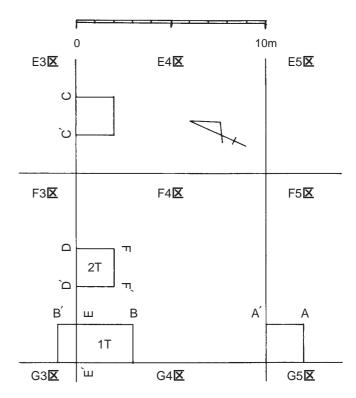


図11 F4区付近のトレンチ、断面配置図

F4 - 2トレンチにおいての住居址覆土の層序は、厚さ5~8cm程の表土・撹乱土下に厚さ2-30cm程の後世の盛土(暗赤褐色~赤褐色土、硬く地山と酷似)があり、掘り方を確信したのはこの土層の下面であった。更にその下に厚さ10~30cmの覆土を認め、数層に分層できた。覆土は概ね暗黄褐色~赤褐色~暗褐色を呈し、やわらかで土器片等を多く含んでいた。従って、現存する掘り方検出面から床面までの深さは、約30cm程である。住居址の床面には、厚さ10cm程度の敷土が施されている。暗褐色で石粒や土器片を多く含んでいた。

同トレンチ内の床面または地山面では、貯蔵穴とみられる土壙と柱穴とみられるピットを、合計4個検出した。貯蔵穴とみられる土壙の上面とこの中からは、比較的大きな土器片がまとまって出土した。この土壙は床上面から掘り込まれており、その覆土は黒褐色でやわらかく、少量の炭を含んでいた。

坂戸上野遺跡については、これまでその範囲や性格が全く不明であったが、遺物がみられないトレンチがほとんどという遺物の散布状況から、小規模なキャンプ的な住居があったものと予想する。

遺 物 いくつかのトレンチ (2m×2m)からまばらに剥片や石核などが出土した他、石錘や磨製石 斧なども見られた。また、須恵器片も少量出土している。これらの遺物は、F4区内のトレンチを除けば 全て撹乱層からの出土である。遺物量は全体でコンテナ3箱に収まっている。

その中で、F4区内のトレンチからは縄文時代中期後半に属する土器片が集中的に出土し、剥片や石核 多数の他、石鏃や磨石、叩石、石錘などの石器も見られた。これらの遺物は住居址の覆土中や床面からの 出土であり、この住居址の埋没段階及び住居に伴う遺物と考えられる。

遺物は、特に集中して見られたF4区内第2トレンチの覆土下部面と床面において、清掃の後写真に記録した。床面においては、特に貯蔵穴(P1)と見られる遺構から土器片が多く出土した。土器片のほと

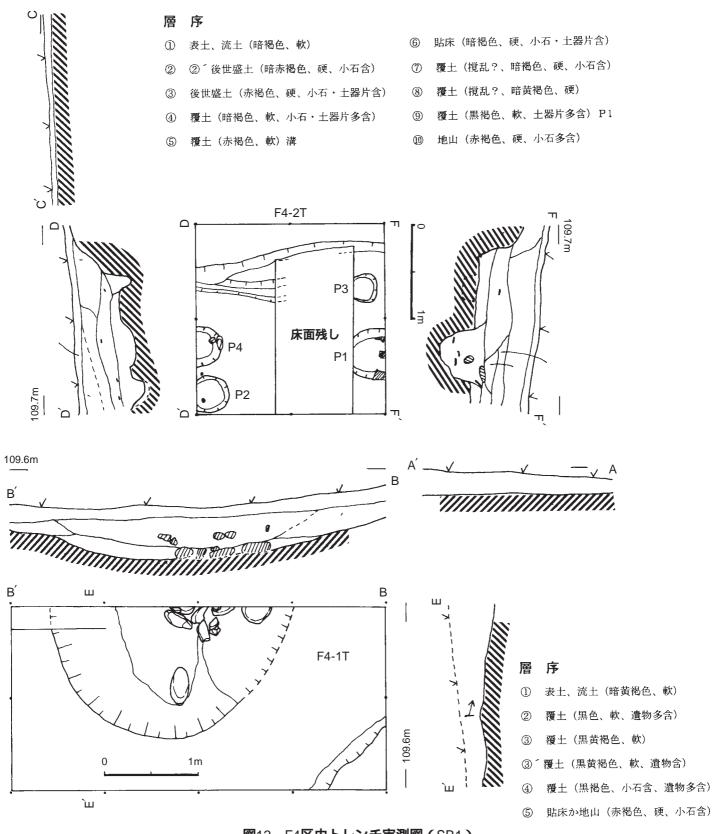


図12 F4**区内トレンチ実測図 (**SB1)

んどは深鉢形を呈するものと見られ、曽利 式の影響を受けた神明式や加曽利E 式、中富 式に属する ものが目に付く。剥片や石核に見る石材は、土岐砂礫層中のチャートが主流を占め、木曽川から採石され た下呂石がこれに次ぎ、火山弾(紫蘇輝石安山岩)も散見される。

遺物の詳細は、今後実施予定の本発掘調査後の報告に譲ることとし、写真のみを掲載した。

3.調査後の措置

今回の試掘・確認調査は、将来予想される事業に先立って行ったが、周知の遺跡である坂戸上野古墳については、稲荷社が祀ってあり古墳であることも明白なので、事業確定後の本発掘調査に譲ることとした。 試掘依頼者である可児市長(都市計画課)に対しては、事業確定後に「法」94条第1項の手続きが必要である旨を回答した。「その際には、本発掘調査として坂戸上野古墳とともに、坂戸上野遺跡(F4区内のトレンチ周辺)の調査が必要である」とした。

4. 文書手続

原因者発 平成18年8月18日付 都計第40号 市教委宛 試掘調査申請書 市教委発 平成18年10月24日付 教文振第134号 県教委宛 試掘終了報告書 市教委発 平成18年10月24日付 教文振第135号 原因者宛 試掘終了報告書 市教委発 平成18年10月24日付 教文振第137号 可児警察署宛 埋蔵物発見届 市教委発 平成18年10月24日付 教文振第138号 県教委宛 埋蔵物保管証

18 - 3 千村氏屋敷跡

1.調查原因等

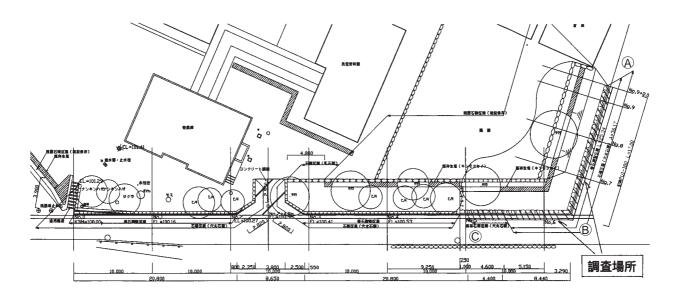
可児市教育部文化振興課が、市史跡である千村氏屋敷跡 (21214 - 04870)の石垣整備工事を計画した。千村氏屋敷跡の南東境に位置する石垣列については、古くから石材が抜き取られ、外見上は土塁状の高まりを残すのみとなっていた。しかし、このような部分であってもボーリング棒で調べると、元あった石積みの基底石はかろうじて残存しているように思えた。

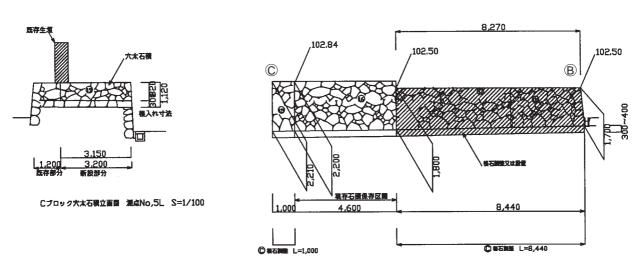
本工事は、この隣地(畑)との境界をなす石垣列を対象とし、石垣の復元的な整備を目的とした工事である。掘削に当たっては現存する基底石も露わにさせ、この石材の配置に基づきそのまま生かして復元することが必要であるため、その残り具合を把握するための試掘・確認調査を行うこととした。



図13 千村氏屋敷跡試掘調査位置図

調査地は可児市久々利1644番地1地内、試掘調査は工事の初期段階である小型重機による掘削を活用して、平成18年9月15日~9月21日に実施した。調査面積は約60㎡、調査担当者は長瀬治義である。





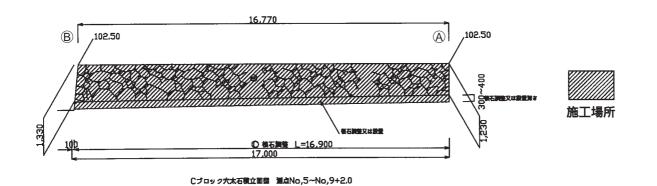


図14 千村氏屋敷跡石垣整備工事設計図

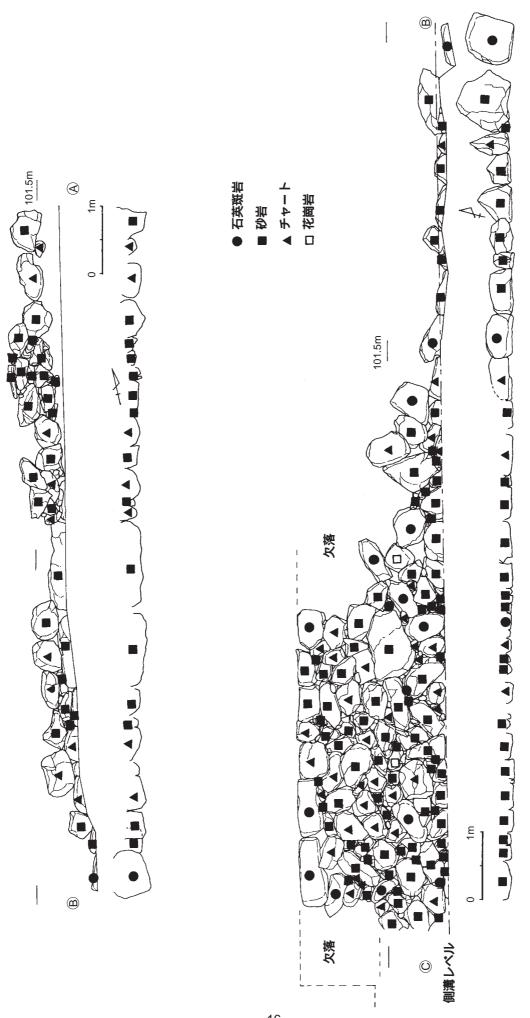
A-B **立面**

(8)

基底石平面

基底石平面

図15 千村氏屋敷跡石垣実測図



- 16 -

2.調査内容

立 地 可児市の東部に当る久々利地区の平地にあり、可児川の支流である久々利川右岸に沿って立地する。関ヶ原の戦い以降明治維新まで、この地に居を構えた旗本千村氏の上屋敷跡であるが、現在はその敷地内に公共施設が建ち並び、周囲を巡る石垣の一部が残るに過ぎない。遺跡は、久々利川と丘陵地に挟まれた沖積地の最奥部にあり、川からの比高は約3m、南東部にある石垣の標高は101mである。

保存状況 整備工事対象範囲においては、往時の石積みは過去に抜き取られ、現況ではほとんど確認できていなかった。しかし、試掘調査の結果、東側を画する土塁状の高まりの裾付近から、南北列石垣の基底石が延長約10m、南側を画する東西列石垣の基底石が約5m検出できた。本工事の該当箇所については、検出した基底石だけでなく周辺部も含め、立面図、平面・水平断面図ともに1/20で図化した。

残存する石積みは、一見野面積みとも見て取れるが、多少の加工を加えて面を揃えている。石積みの石材は砂岩が最も多く、次いでチヤート、石英斑岩、花崗岩と続く。花崗岩を除けば、この周辺で収得可能な石材内容である。

また、土塁状の高まりのみを残す盛土表面や、流出した盛土を除去する際にも遺物は見当らなかった。

3.調査後の措置

石垣の復元的整備工事のための試掘調査であったが、運良く残された石垣の基底石が検出され、往時の石垣の位置と方向を明確にできた。これ以上の掘削は伴わず、この基底石をそのままに現状保存し、欠損している上部へ新たな積み上げを行うことにより、整備工事に生かした。

4.文書手続

原因者発 平成18年7月24日付 教文振第91号 市教委宛 埋蔵文化財発掘通知

市教委発 平成18年7月24日付 教文振第91号の3 県教委宛 同上

県教委発 平成18年8月4日付 社文第237号の15 原因者宛 試掘指示通知

市教委発 平成18年10月2日付 教文振第122号 県教委宛 試掘終了報告書

県教委発 平成18年10月20日付 社文第237号の34 原因者宛 保存の指示通知

18 - 4 今渡の渡し場跡

1.調查原因等

可児市建設部土木課による市道法面の擁壁工事が、今渡の渡し場跡(21214 - 04690)の範囲内(可児市 今渡字町1444 - 7外地先)で計画された。擁壁工事に伴って掘削を行う場所は、昭和58年9月の大洪水後、 新たに石畳を再現した部分に当るため、所定の手続きを経て工事立会いを実施した。立会い調査は、平成 18年9月26日~11月20日にかけて長瀬治義が行った。

2.調查内容

立 地 可児市の北部には木曽川が東西に流れている。その左岸には、昭和2年に太田橋が開通するまで稼動していた「今渡の渡し場跡」がある。江戸時代後期以降、木曽川を渡河する中山道の渡し場として重要なポイントである。この渡し場は、河川の氾濫によってその全てを残すところではないが、明治期と推定される石畳も保存されている。

土 層 擁壁工事に伴い掘削した場所は、昭和58年(大雨災害)以降に復旧した新しい石量部分であり、 これを取り外した際に石畳下の中村層の岩盤(地山)を確認したものの、プライマリーな造成盛土や旧状 を示す路面は全く確認できなかった。また、掘削土中にも遺物は見当たらなかった。

3.調査後の措置

遺跡に関連する遺構や遺物は確認できず、計画通り施工 しても問題ない旨を伝えた。擁壁工事は、渡し場や木曽川 の景観に配慮した材と方法を使いって施工された。

4. 文書手続

原因者発 平成18年7月11日付 土第131号 市教委宛 埋蔵文化財発掘通知

市教委発 平成18年7月12日付 教文振第86号 県教委宛 埋蔵文化財発掘通知

県教委発 平成18年7月21**日付 社文第**237**号の**13

原因者宛 立会指示通知

市教委発 平成18年12月15日付 教文振第87号の3 県教委宛 立会終了報告書



図17 今渡の渡し場跡立会調査位置図

18 - 5 金山城城下町遺跡

1.調査原因等

民間会社による携帯電話基地局(鉄柱)設置が、金山城跡(21214 - 04477)城下町遺跡の範囲内と推定される場所(可児市兼山字外町山方1178 - 1地内)で計画された。 1 ㎡に満たない掘削であったため、所定の手続きを経て工事立会いを実施した。立会い調査は、平成18年9月29日に長瀬治義が行った。

2.調査内容

立 地 可児市の北東部に位置する兼山地区の古城山 (山頂の標高280m)一帯には、城主斎藤正義以来の金山城 が立地している。金山城は、北側の木曽川沿いに細長く延 びる山麓の平地を城下とし、水運を活用して城下町が発展 していたものと考えられている。城下町についての詳細は 不明であるが、本工事施工場所はこれの東端付近に当る可 能性がある。

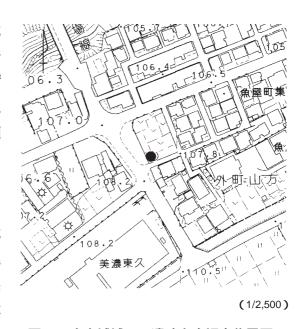


図18 金山城城下町遺跡立会調査位置図

層 序 鉄柱を建てるため、直径60cmで深さ3mの穴をボーリングする際に立ち会った。表土及び撹乱された黒色土が厚さ約30cm、その下に厚さ30cmでプライマリーな真黒色土層があり、表土下約60cmで地

山である黄色砂質土層に達した。その下、段丘を形成する川原石層上面の深さは、表土下約2mを測った。 畑地の表面や掘削土中にも遺物は見当たらなかった。

3.調査後の措置

狭小な掘削による立会いであったため、遺構や遺物は確認できなかった。 この立会いでは、この付近が城下町遺跡の範囲内かどうかの判断は無理で あり、これ以上の掘削も行わないことから、計画通り施工しても問題ない 旨を伝えた。

4.文書手続

原因者発 平成18年8月28日付

市教委宛 埋蔵文化財発掘届出

市教委発 平成18年8月30日付

教文振第110号の2 県教委宛 同上

県教委発 平成18年9月8日付

社文第12号の126 原因者宛 立会指示通知

市教委発 平成18年10月2日付

教文振第123号 県教委宛 立会終了報告書

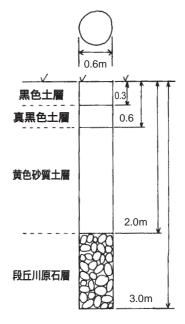


図18-2 土層模式図

18 - 6 長山城 (明智城)跡

1.調查原因等

可児市環境経済部商工観光課による休憩舎設置工事が、長山城跡 (21214 - 04771) の範囲内とも見られる場所 (可児市羽生ケ丘5 - 61) で計画された。この位置は、長山城跡の本丸部分と推定される端に当るため、所定の手続きを経て工事立会いを実施した。立会い調査は、掘削作業に合わせて平成18年10月16日、10月20日の両日、長瀬治義が行った。

2.調査内容

可児市の中央やや東部の低丘陵上に立地する長山城跡は、東から西へ流れる可児川の沖積地を見下ろせる場所にある。城跡は可児市瀬田字若宮外に位置し、自然地形を巧みに利用したものとみられ、市民の散策の場として活用されている。

明督(長山) 城 ·168.6 / (1/2,500)

図19 長山城(明智城)跡立会調査位置図

コンクリートのベタ打ち工事のための表土掘削作業に立

ち会ったが、旧状を示すプライマリーな盛土や遺構は全く確認できなかった。また、遺物も皆無であった。

3.調査後の措置

遺跡に関連する遺構や遺物は確認できず、計画通り施工しても問題ない旨を伝えた。

4. 文書手続

原因者発 平成18年9月29日付 商第344号 市教委宛 埋蔵文化財発掘通知

市教委発 平成18年10月13日付 教文振第131号 県教委宛 同上

県教委発 平成18年10月20日付 社文第237号の37 原因者宛 立会指示通知 市教委発 平成19年2月19日付 教文振第131号の4 県教委宛 立会終了報告

18 - 7 川合次郎兵衛塚 1 号墳

1. 現状変更原因等

県史跡川合次郎兵衛塚1号墳を管理する可児市教育委員 会が、見学者の安全確保と古墳の保存のため、葺石のガタ つきや敷石のハガレを修繕する計画を立てた。この工事に 当っては、所定の手続きを経て工事立会いを実施した。立 会いは、作業の進行状況に合わせて、平成18年12月18日~ 19年1月26日にかけて長瀬治義が行った。

2.現状変更の内容と方法

段築平坦面の敷石は、露出展示しているものは全て整 備工事時に地上復元により敷いたものである。この部 分については、現在使用されている着色モルタルと同 じ材により、石のハガレを補強し欠損部は補充した。 作業は全て手作業で行った。

上段斜面の葺石は、ガタツキを押さえるため同様の材 図20 川合次郎兵衛塚1号墳立会位置図 で目地の補強を行った。



付属設備については、説明板や注意書看板のポルトによる再固定と、鋪道用のチェーンの補充、集水 升の砂除去作業を行った。

*比較的軽微な修繕内容であり、県史跡指定物件そのものへの影響はほとんどない。

3 . 文書手続

市教委発 平成18年11月30日付 教文振第152号 県教委宛 現状変更許可申請

県教委発 平成18年12月7日付 社文第34号の19 市教委宛 許可・立会指示

市教委発 平成18年12月27日付 教文振第152号の3 県教委宛 着手届 市教委発 平成19年1月31日付 教文振第152号の4 県教委宛 完了届

18 - 8 徳野陣屋跡

1.調査原因等

可児市水道部下水道課による本管埋設工事が、徳野陣屋 跡 (21214 - 04726) の範囲内と推定される場所(可児市下 恵土3236番地1外地先)で計画されたため、所定の手続き を行った。

工事場所は全て道路敷内で計画され、しかも掘削は幅 85cmで深さの標準1.6mという狭小な垂直掘削であり、土 層観察のための工事立会いを実施することとした。尚、今 に残る延享3年(1746)の屋敷絵図から判断すると、この 工事による掘削が屋敷構えの内堀を横断する可能性が高い と考えられた。

立会い調査は、掘削作業に合わせて平成19年1月26日~ 2月7日の間、長瀬治義と市文化財審議会委員の大久保嘉 和が行った。

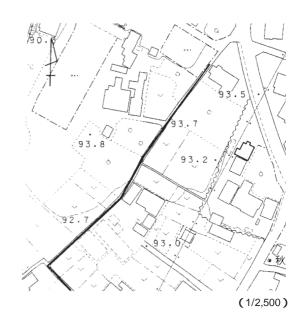


図21 徳野陣屋跡立会調査位置図

2.調査内容

立 地 可児市の中央やや北西部、木曽川の中位段丘面の端部にあり、標高93.5m付近の平坦地に立地 する。

関ヶ原の戦い後、慶長9年(1604)に平岡頼勝が1万石を拝領し、当地に屋敷を構えた。その後、岡田 善政が陣屋として使用したが、陣屋が笠松へ移されてからも屋敷は陣屋守が管理していたらしい。

現在は、その敷地の一部が宅地やゴルフ練習場として利用されるものの、その多くは畑地であり、埋没した遺構の保存状況は良いと見られている。堀や土塁の痕跡は視覚的にはほとんど見当たらないが、先の屋敷絵図によれば、外堀や内堀、土塁を巡らせた屋敷の構えは、250m四方の範囲であったようだ。

層 序 付近一帯の現況は畑地と宅地である。この中位段丘には、黄色~暗黄色を呈する地山上に黒色~黒褐色の「黒ボコ」が堆積し、上部が撹乱を受けても地山面においては遺構がよく観察できる。

今回の道路敷下の掘削における標準土層は、「路面撹乱土と黒色~黒褐色土の層」が厚さ30~60cmあり、この下面が「暗黄色を呈する地山」である。Dポイント付近で観察された堀の断面では、厚さ40~60cmを測る路面整地土等の下面に旧地表面(旧表土・厚さ10cm程度の黒色土)が観察された。堀の掘り肩はこの旧地表面をカットしており、堀の覆土は、上部から暗褐色土、黒褐色土、黒色土と変化していた。掘削坑の深さは約1.9mであるが、それでも堀の底面までには達していなかった。

遺 構 下水道の本管埋設に伴う幅85cm、深さ1.6~2.0mの掘削溝において、部分的に堀の存在と位置、 方向が確認された。

Aポイント付近では、掘削坑の東西両側の壁断面に堀の覆土と見られる黒色土層が深くまで現れた。堀の覆土は、深さ1.6mの掘削によっても変化なく、堀はこれ以上の深さであるようだ。この黒色土層(覆土)は次第に西側の壁のみへと移り、Bポイントへ向かって黒色土層は浅くなっていった。そしてBポイント付近では、西側の壁断面に見られた覆土層の下面は、表土下約50cm程度にまで上昇し、地山の高さは標準値

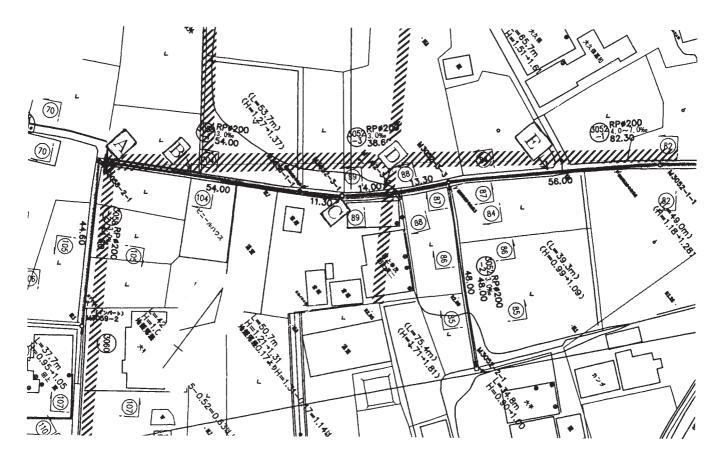


図22 工事立会位置と堀の推定

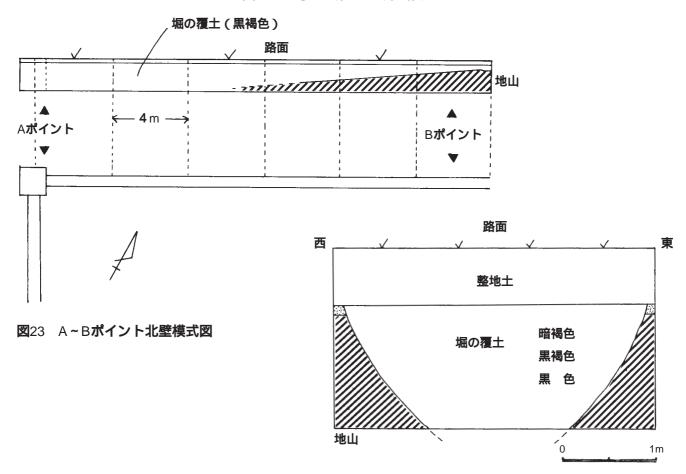
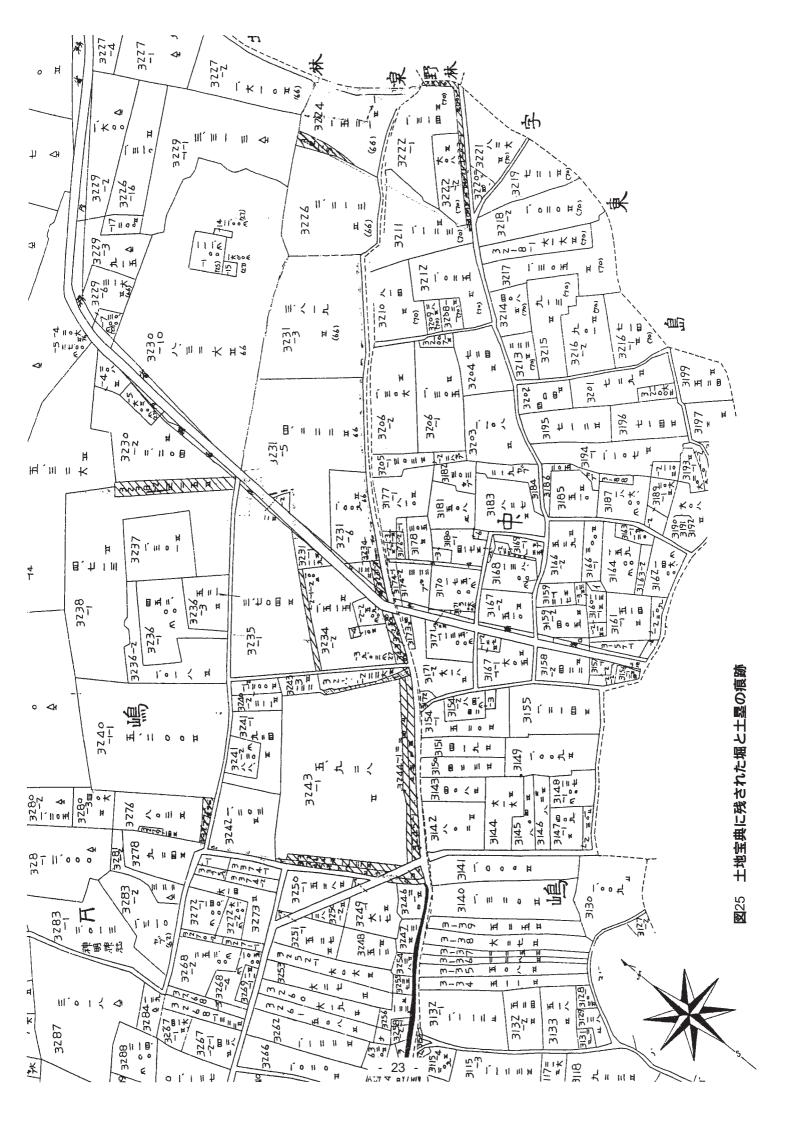
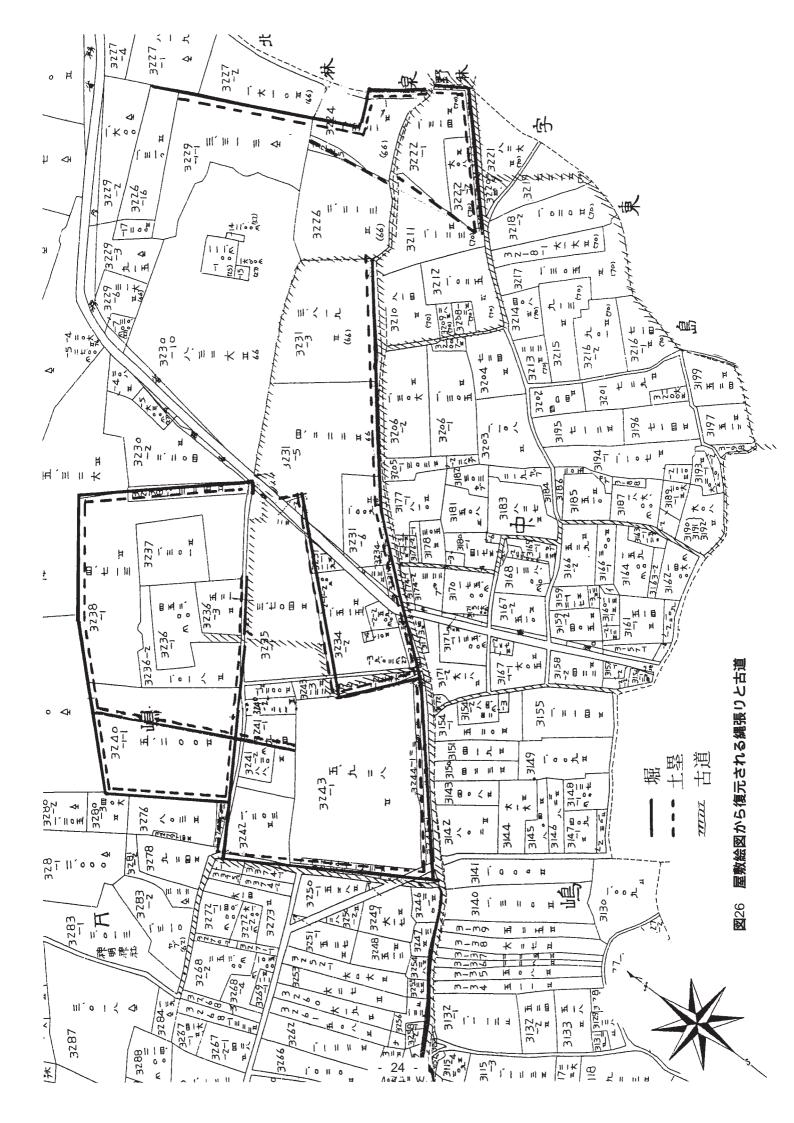


図24 Dポイントの南北堀断面模式図





を示すに至った。

この観察結果を、延享3年(1746)の屋敷絵図面や土地宝典の地割から推定すれば、Aポイント付近で 東西方向から南北方向へと屋敷の堀はほぼ直角に曲がり、現在の赤道よりやや西側に角度を振って、掘削 坑を斜めに横断して行ったものと判断できよう。

また、Dポイントで確認した東西方向の内堀の横断面では、上幅約3.2m、旧地表面からの深さ1.3m以上を計測し、未だ堀の底面までは至っていない。絵図面から見ると、このポイントは南北方向の堀と東西方向の堀が交差する地点である。このポイントにおける、南北方向の堀は掘削坑から西へずれているものの、東西方向の堀が必然的に確認できたものである。

狭小な掘削現場での立会であったが、内堀の位置の一端が確認できたことにより、埋没している遺構が、 屋敷絵図や土地宝典の筆割に見る堀と土塁の痕跡と、整合することが分かった。

屋敷が稼動していた当時の遺物は見られなかった。

3.調査後の措置

計画された以上の掘削は行われないため、下水管埋設についてはやむを得ないものと判断した。

4. 文書手続

原因者発 平成19年1月9日付 下水第166号 市教委宛 埋蔵文化財発掘通知

市教委発 平成19年1月9日付 教文振第166号 県教委宛 同上

県教委発 平成19年1月23日付 社文第237号の61 原因者宛 立会指示通知 市教委発 平成19年2月6日付 教文振第166号の3 県教委宛 立会終了報告

18 - 9 長塚古墳

1.調查原因等

可児市が進める史跡長塚古墳整備事業に係り、可児市土地開発公社が国の指定地から外れた周辺部分の土地(可児市中惠土24番3)を先行取得した。この用地959㎡の内913㎡を、将来の整備工事に向け仮造成(整地)して事業用地とした後、予算化でき次第市が買い取る計画である。整地工事は盛土を原則とし切土は行わず、現況の道路面高に合わせて5~50cm程度の山ズリ(砂利)を入れるものである。

2. 当該地の保護措置

今回の工事場所は、国指定地から除外をやむなくされた場所であるが、元来はその存在が確認されている長塚古墳を取り囲む周濠部分にあたる。

この部分(中恵土24番3)においては、かつて平成7年 度と8年度、そして16年度の3次に亘り、可児市教育委員

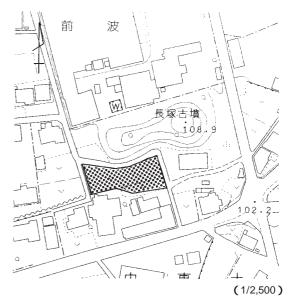


図27 長塚古墳立会位置図

会が合計6本のトレンチを設定し試掘調査している。各トレンチの調査では、いずれにおいてもプライマ

リーな遺構(周濠の痕跡)は確認されていない。これは、周濠跡を利用した後世の溜池拡張による工事のためであり、元来の周濠に堆積した覆土さえも検出できなかった。溜池の工事は、拡張だけでなく深さも 周濠底面を越していることが確認できている。国指定地の申請段階から、この土地が除外されたのはこの 理由による。

本工事は、将来の整備工事を見据えての用地管理のための仮造成(整地)であり、かつ最低限の盛土等によって先に備えようとするものである。こうした事業の内容と遺構の状態に鑑み、本工事を実施するに際しては「慎重工事」を行うよう指示を得た。

工事は、平成19年3月5日~3月23日の間に行われた。「慎重工事」に当っての立会者は長瀬治義であり、工事中において特に異状は認められなかった。

3. 文書手続

原因者発 平成19年2月26日付 土開第23号 市教委宛 埋蔵文化財発掘通知

市教委発 平成19年2月26日付 教文振第185号の2 県教委宛 同上

県教委発 平成19年2月27日付 社文第237号の68 原因者宛 慎重工事通知



調査区全景(北から)



トレンチ 内土層(西から)



トレンチ (南西から)



トレンチ (北から)



トレンチ 全景(南から)



トレンチ 全景(北から)



トレンチ 内アップ(北から)



トレンチ 内土層(北西から)



出土遺物



トレンチ (南から)





トレンチ 内土層(東から)



作業前の全景



立石除去作業



立会い中風景



作業前の状況



同上



調査前全景(北西から)



南北トレンチ(北から)



調査前全景(南西から)





南北トレンチ内最深部(南西から)



トレンチ全景(北から)





作業風景



東西トレンチ全景



東西トレンチ内アップ



東西トレンチ内土層



出土遺物



西側調査区全景



西側調査区調査前全景



西側調査区トレンチ (南東から)



西側調査区作業風景





西側調査区トレンチ 全景(北から)



西側調査区トレンチ (南東から)



東側調査区全景(西から)



トレンチ 内段差部分アップ(東から)



こして 内土屋(西から)



出土遺物



東側調査区トレンチ内土層 (西から)

調査前全景(北西から)



第1トレンチ(南東から)



調査前全景(北から)



第1トレンチ全景(東から)

作業風景



第1・2トレンチ(南西から)





第2トレンチ全景(北から)



第2トレンチ全景(南から)



第2トレンチ内ピット(北から)



ピット(完掘状態)アップ(東から)



第2トレンチ内ピット半裁(東から)



第2トレンチ内土壙(東から)



出土遺物



第3トレンチ



第3トレンチ全景(西から)



第3トレンチ全景(東から)



第3トレンチ内土層(北から)



調査前状況(南から)



第2トレンチ(東から)



重機と人力による作業



第3トレンチ(東から)



完掘後 調査区全景(南西から)



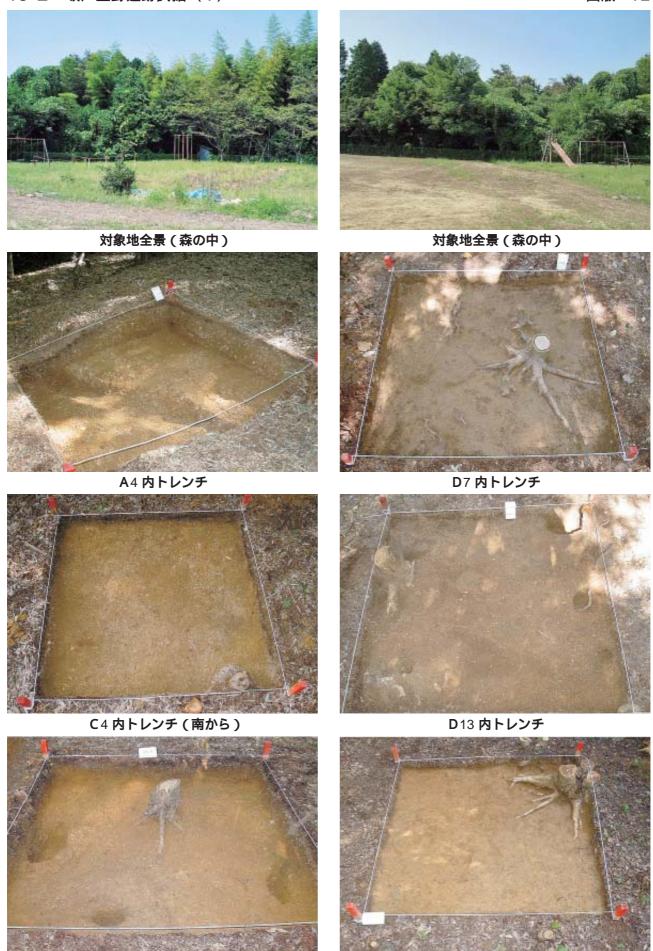
第4トレンチ(東から)



第1トレンチ(南から)



表採遺物



- 38 -

E4内トレンチ

D4 内トレンチ



F4内第1トレンチ 炉址検出(西から)



同左拡張 撹乱の石材除去後(西から)



同上(南から)



同左拡張 撹乱の石材除去後(北から)



同上アップ(南から)



F4内第1トレンチ 南側土層アップ



F4内第2トレンチ 住居址検出(西から)



同左 住居址内出土遺物



- 40 -



出土した石器類



住居址出土の縄文土器



住居址出土の縄文土器



住居址出土の縄文土器



住居址出土の縄文土器



住居址出土の縄文土器



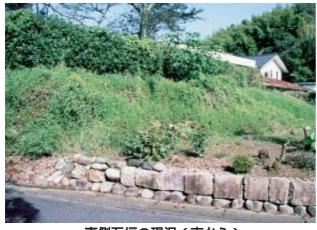
住居址出土の縄文土器



南側石垣の現況(西から)



南側石垣(調査後)



東側石垣の現況(南から)



同上(部分)



南側石垣 (除草後)



南・東側石垣の角部分(調査後)



南・東側石垣の角部分(除草後)



東側石垣列の北側部分(残存なし)



東側石垣の残存状況(南から)



同上(北から)



同上(部分)



南側石垣の残存状況(部分)

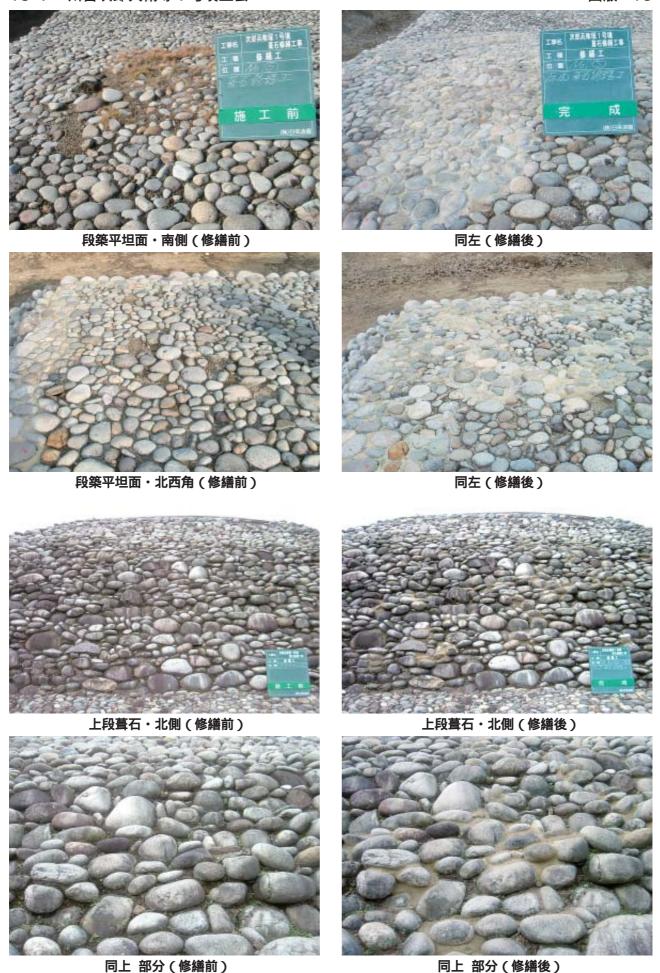




南側の石垣 (欠損部の復元整備後)



東側の石垣 (欠損部の復元整備後)



- 44 -







Aポイント確認の堀跡覆土(北壁)



Bポイント確認の堀跡覆土(西壁)



Bポイント確認の堀跡覆土(西壁)



Bポイント確認の堀跡覆土 (西壁)



Dポイント確認の堀跡覆土(東壁)



Dポイント確認の堀跡覆土(東壁)

報告書抄録

ふりがな	かにし しないいせき はっくつちょうさ ほうこくしょ									
書 名	可児市市内遺跡発掘調査報告書(平成17~18年度分)									
副書名										
巻 名										
シリーズ名	可児市埋文調査報告									
シリーズ番号	38									
編集者名	長瀬治義・松本茂生									
編集機関	可児市教育委員会									
所 在 地	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地									
発行年月日	西暦2008年 2 月22日									
ふりがな	ふりがな	□□	- k	北緯	東経	調査	調査期間		査 原	田
所収遺跡名	所 在 地 名	市町村	遺跡番号	40 紀年	不配	面	積	P/9		
坂戸上野遺跡 を含め、14地点	かにしない 岐阜県可児市内	21214	04729 他							
所収遺跡名	種 別 主な時代	主	な遺構	主	な遺	物	特	記	事功	頁
坂戸上野遺跡徳野陣屋跡	集落 縄文 居館 江戸	住居址堀跡		縄文土器						

可児市埋文調査報告38

可児市市内遺跡発掘調査報告書 (平成17~18年度分)

> 平成 20 年 2 月 5 日 印刷 平成 20 年 2 月 15 日 発行

編集・発行 可児市教育委員会

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

Tel 0574-62-1111 Fax 0574-63-6751

印 刷 丸理印刷株式会社